

次世代育成支援対策担当課長会議

(別冊Ⅲ)

**「行動計画策定指針（案）」
事項別国の施策状況一覧**

平成15年8月19日（火）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国 の 施 策（事 業）	措 置 状 況 予算額 (百万円)	省庁名
市町村行動計画			
(1) 地域における子育ての支援			
ア 地域における子育て支援サービスの充実			
(ア) 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業			
① 保護者（出産後おおむね1年以内の女子に限る。）の疾病その他の理由により戻間家庭において養育を受けることに支障を生じた乳児につき、その家庭において保育、家事並びに養育等に関する相談及び助言を行う事業（必要な職員を置く等により行うものに限る。②、③及び⑥において同じ。）	<ul style="list-style-type: none"> ・産後の体調不良のため家事や育児が困難な核家族の家庭等に保育士等を派遣して産褥婦や乳児の身の回りの世話や育児を行う、乳幼児健康支援一時預かり事業（産褥期ヘルパー） 	補助金等	*1,098 厚生労働省
② 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった児童につき、その家庭において保育を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の傷病・入院により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣して保育を行う、乳幼児健康支援一時預かり事業（訪問型一時保育） 	補助金等	*1,098 厚生労働省
③ 児童であって、その保護者がその養育上の不安等に関する援助を受ける必要があるものにつき、その家庭その他の場所において保育、養育等に関する相談及び助言その他必要な援助を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村で研修を受けた「子ども家庭支援員」が、軽度な被虐待経験等の問題を抱えた家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援等を実施 	補助金等	22 厚生労働省
④ 疾病にかかっているおおむね10歳未満の児童（回復の過程にあるものに限る。）であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、その家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、児童をその居宅等において一時的に預かる、乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育（派遣型）） 	補助金等	*1,098 厚生労働省
⑤ おおむね3歳未満の児童であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育士、看護師その他の者（当該児童の3親等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育需要の増に対応するための应急措置として、保育所との連携又は保育所での一体的な実施により、保育者（家庭的保育者）の居宅において少人数の3歳未満児を保育する事業を実施する市町村に対して助成する家庭的保育事業 	補助金等	625 厚生労働省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況	省庁名	
			予算額 (百万円)	
内の親族であるものを除く。)の居宅において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業（少數の児童を対象とし、かつ、市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。）	・また、平成15年7月の児童福祉法改正に伴い、児童福祉法施行規則に家庭的保育者の資格要件を左記のように定め、国庫補助事業として実施される家庭的保育事業に加えて、地方自治体が単独施策として実施する家庭的保育事業も地方自治体が行う子育て支援事業として位置付け	その他		厚生労働省
⑥ 保護者であってその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この⑥において「援助希望者」という。）との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他必要な援助を行う事業	・ファミリー・サポート・センターの設置促進	補助金等	2,554	厚生労働省
(イ) 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業				
① 小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により戸間家庭にいないものに、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後児童健全育成事業） なお、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、教育委員会等と連携し、小学校や幼稚園を始めとする地域の社会資源の積極的な活用を検討しつつ、対策が必要な児童のすべてを受け入れる体制の整備を目標とした計画的な整備が必要である。また、その運営に当たっては、民間施設等の活用、高齢者を始めとする地域の人材の活用等、地域の実情に応じた効果的・効率的な取組を推進することが必要である。	・労働等により保護者が戸間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業の終了後に児童館、学校の余裕教室などをを利用して、放課後児童指導員を配置し適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業	補助金等	7,432	厚生労働省
② 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、市町村長が適当と認めたときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の5	・児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育するショートステイ事業の実施	補助金等	33	厚生労働省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の方策（事業）	措置状況		省庁名
		予算額 (百万円)		
の5に定める施設において必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業）				
③ 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めたときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則第1条の5の5に定める施設において必要な保護を行う事業（夜間養護等事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を養育している家庭の保護者が残業等の理由により、家庭における児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等で生活指導、夕食の提供等を行うトワイライトステイ事業の実施 	補助金等	217	厚生労働省
④ 次に掲げる児童であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育所その他の施設、病院又は診療所（⑦に掲げる児童にあっては、病院又は診療所）において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業 ⑦ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものに限る。） ① 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、児童を保育所、病院等に付設された専用スペース等において一時的に預かる、乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育（施設型）） 	補助金等	*1,098	厚生労働省
⑤ 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児につき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業（市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。⑥において同じ。）	<ul style="list-style-type: none"> ・冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する一時保育事業 	補助金等	2,430	厚生労働省
⑥ おおむね3歳未満の児童であって、その保護者の労働その他の理由により、1月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親の就労形態の多様化（パートの増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、3歳未満児を対象に週に2、3日程度、又は午前か午後ののみ必要に応じて柔軟に利用できる特定保育事業 	補助金等	1,492	厚生労働省
⑦ 幼稚園に在籍している幼児につき、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の教育時間終了後、希望する園児を対象に預かり保育を実施している私立幼稚園に対して特別な助成を行う都道府県に対する補助を実施 ・「預かり保育」の参考資料の作成・配布 	補助金等 その他	2,188	文部科学省 文部科学省
(ウ) 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業				

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の方策（事業）	措置状況	省庁名	
			予算額 (百万円)	
① (ア) ⑥に掲げる事業	・ファミリー・サポート・センターの設置促進（再掲）	補助金等	2,554	厚生労働省
② おおむね3歳未満の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、当該児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、その他必要な援助を行う事業	・主に乳幼児（特に0歳～3歳）をもつ子育て中の親子の交流、集いの場を提供する「つどいの広場」の設置促進	補助金等	151	厚生労働省
③ 保育所その他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う民間団体（子育てサークル）の支援その他必要な援助を行う事業	・地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う地域子育て支援センター事業を推進	補助金等	4,710	厚生労働省
④ 幼稚園において、幼児教育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、その他必要な援助を行う事業	・幼稚園における子育て支援活動の積極的な推進及び地域の幼児教育センターとしての機能充実を図るため、地域の実情に応じた幼稚園の子育て支援について総合的な活動等を実践	補助金等	87	文部科学省
	・未就園児の親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供等を実施している私立幼稚園に対して特別な助成を行う都道府県に対する補助を実施	補助金等	334	文部科学省
(エ) 市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施 (ア)から(ウ)までに掲げる子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う事業	・地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を地域子育て支援センター、NPO等への委託等により配置し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援の実施	補助金等	*997	厚生労働省
イ 保育サービスの充実 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要であり、特に、待機児童が多い市町村においては、市町村保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが必要である。	・待機児童ゼロ作戦及び新エンゼルプランを推進するため、保育所受け入れ児童数を約5万人増やすとともに、施設整備を推進 ・駅前等の利便性の高い場所に整備した送迎保育ステーションの送迎バスを活用して、保育所入所児童に加え放課後児童を夜間受け可能な保育所に送るなどの補助対象事業 ・都市部を中心とした保育サービスの供給増を図るため、良質な認可外保育施設の認可化を支援	補助金等 補助金等 補助金等	30,597 102 128	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の方策（事業）	措置状況 予算額 (百万円)	省庁名
こうした保育サービスの充実に当たっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育等の多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供が行われることが必要である。 また、保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行うことが必要である。 さらに、保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等についても取組を進めることができることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年7月の児童福祉法の改正により、保育の実施への需要が増大している都道府県、市町村は、その供給体制の確保に関する計画を定めるよう義務付け ・保育所の通常の開所時間以外の保育ニーズへの対応を図るための延長保育事業 ・日曜・祝日の保護者の勤務等による保育ニーズへの対応を図る休日保育事業 ・夜間保育事業の一層の推進を図るための夜間保育推進事業 ・事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業 	その他 補助金等 補助金等 補助金等 その他	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
ウ 子育て支援のネットワークづくり 子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的に・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行うことが必要である。 また、地域住民の多くが子育てへの关心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めることができることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックの作成・配布 ・出産・育児と農業経営の両立支援のための研修の実施、体制の整備等 ・女性の出産・育児と農業経営の両立支援のためのマニュアルの策定、子育て相談員の養成 	補助金等 補助金等 補助金等	*997 厚生労働省 244 農林水産省 16 農林水産省
エ 児童の健全育成 地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進が必要である。 また、児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全育成の拠点として、地域の特性に応じた積極的な活動や中・高校生の居場所としての児童館の整備を促進 ・児童館等で児童の遊びの指導等に当たる児童厚生員等の資質の向上を図る児童厚生員等研修事業 ・母親クラブの会員、児童厚生員、行政事務担当者の参加のもとに、地域組織活動について、研究・討議等を行い、活動内容の充実を図る全国地域活動連絡協議会ブロック別指導者研修会の実施 ・児童館、公民館、保健センター等の公的施設を活用し、年長児童等が赤ちゃんと出会い、心あう場づくり、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナーを開催する児童ふれあい交流促進事業 	補助金等 補助金等	*2,020 厚生労働省 *279 厚生労働省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国 の 施 策（事業）	措置状況		省庁名
		予算額 (百万円)		
<p>、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めることができが効果的である。とりわけ、児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館が、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子の心れあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。青少年教育施設は、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましい。</p> <p>さらに、このような社会資源を活用して、福祉部局と教育委員会が連携し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりにも配慮することが望ましい</p> <p>また、主任児童委員又は児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一緒に進めることが必要である。</p> <p>あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。また、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主任児童委員、保健師などを中心にした子育て支援委員会を小学校区ごとに設置し、対象となる子どもの年齢層や家庭環境等の地域の実情に応じた事業プログラムの企画立案等を行うことにより、子育て支援の地域ネットワークを構築する子育て支援委員会事業 	補助金等	*997	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターでは、当該施設の整備、青少年及び青少年教育指導者等に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡調整及び協力の促進などを実施また、独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家では、各種施設の整備、地域の課題及び現代的な課題に対応した事業、青少年教育指導者の資質を高める事業等を先導的・広域的に推進 	補助金等	国立オリンピック記念青少年総合 4,549	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の「社会性」を育むため、教育委員会、学校、青少年教育施設、青少年団体等が連携・協力して取り組む青少年の体験活動を総合的に推進 	補助金等	国立青年の家 5,091	
	<ul style="list-style-type: none"> 少年の問題行動が多様化・深刻化している現状を踏まえ、少年の立直り支援など個別ケースや課題ごとに、権限を有する関係機関が協働して対応することを目的とする少年サポートチームの結成を促進 	ガイドライン等	4,741	警察庁
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や適応指導教室指導員の研修、家庭への訪問指導など不登校対策に関する中核的機関を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムの整備を推進 	補助金等	851	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> モデル地域を指定し、学校・教育委員会・関係機関（児童相談所、保護司、児童委員、精神科医、警察など）からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システムづくりについての研究を実施 	補助金等	89	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県に「体験活動推進地域」及び「推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、農林漁業体験や自然体験を行うなど、異なる環境における豊かな体験活動を促進するため、新たに「地域間交流推進校」を設置 	補助金等	381	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> 学校・家庭・地域社会が連携することの重要性に鑑み、地域ぐるみでたくましい心豊かな児童生徒を育成することに役立つよう、学校施設に地域住民等が利用する施設を整備 	補助金等	* 156,202	文部科学省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国 の 施 策（事 業）	措 置 状 況		省庁名
			予算額 (百万円)	
才 その他 アからエまでに掲げる施策を実施するに当たっては、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を図ることが必要である。 また、幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービスの場として余裕教室等の公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗を活用することが望ましい。	・シルバー人材センターによる子育て支援事業の実施	補助金等	402	厚生労働省
	・地域の高齢農業者と小・中学生が世代間交流し、農村における暮らし等を学ぶ活動を支援	補助金等	* 106	農林水産省
	・幼稚園における子育て支援活動の積極的な推進及び地域の幼児教育センターとしての機能充実を図るため、地域の実情に応じた幼稚園の子育て支援について総合的な活動等を実践（再掲）	補助金等	87	文部科学省
	・未就園児の親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供等を実施している私立幼稚園に対して特別な助成を行う都道府県に対する補助を実施（再掲）	補助金等	334	文部科学省
	・余裕教室の転用に関する財産処分手続を簡素化・明確化し、余裕教室を児童・生徒のためのスペースや、地域への学校開放スペース等に活用した事例をとりまとめたパンフレット及び事例集の配布による普及啓発を実施	その他		文部科学省
	・商店街振興組合、社会福祉法人、NPO法人等が商店街の空き店舗を借り上げて改装等を行い、保育施設や親子交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営する際の改装費や家賃等を補助（200か所の内数）	補助金等	* 1,000	経済産業省
(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進				
母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が図られる必要がある。 また、計画の策定に当たっては、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえたものとするとともに、母子保健推進員、愛育班等の地域に根ざした住民活動との連携等についても留意することが望ましい。 さらに、市町村保健センター等市町村において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。	・母子保健推進員に対する指導者研修や愛育班などの組織活動を育成する母子保健地域組織育成事業等の推進	補助金等	* 500	厚生労働省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国 の 施 策（事業）	措置状況		省庁名
		予算額 (百万円)		
ア 子どもや母親の健康の確保 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要である。 特に、親の育児不安の解消等を図るために、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要である。 また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることができることを望ましい。 さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行うことが望ましい。	・子どもの事故防止等、母子保健施策として地域の実情に応じた先駆的事業の推進	補助金等	* 126	厚生労働省
イ 食育の推進 朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めなければならない。 また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めなければならない。	・食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成を図るために、小学校低学年、高学年、及び中学生への食生活学習教材の作成・配布など食に関する指導の充実 ・食育に関する先駆的・モデル的事業を実施する自治体への助成等を行うことにより、「食育」を推進 ・「食を考える国民会議」の活動強化、「食を考える月間」の推進、マスメディア等各種媒体を通じた情報発信活動等を全国的に展開するとともに、食育推進ボランティアの登録・活用を進め、地域特産物や伝統的食文化など各地域の特色を活かした「食育」の実践活動を展開	補助金等 補助金等 補助金等	329 * 38 * 680	文部科学省 厚生労働省 農林水産省
	・薬物乱用防止教育の充実のため、薬物乱用防止教室の推進、薬物乱用防止教育教材（小・中・高校生用）の作成・配布、研修会（独立行政法人教員研修センターで実施）やシンポジウムの開催等を実施 ・喫煙防止教育の充実のため、保健体育や特別活動をはじめ学校教育活動全体を通じて喫煙防止に関する指導を行うための喫煙防止教育教材（小・中・高校生用）の作成・配布	補助金等 補助金等	233 51	文部科学省 文部科学省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の方策（事業）	措置状況		省庁名
		予算額 (百万円)		
ウ 思春期保健対策の充実 10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識のかん養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要である。 また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市教育委員会において、学校へ精神科医等の専門家の派遣を通じ、養護教諭が行う健康相談に対する支援体制の充実に資する事業を実施 ・小学校・中学校・高等学校を含むエイズ教育（性教育）推進地域を指定し、学校・家庭・地域の連携によるエイズ教育（性教育）の実践研究を行い、その成果を普及促進 ・思春期の子どもが性に関する知識を持ち、性差を十分に理解してお互いを尊重しあうとともに責任ある行動の涵養を図ることができるよう取組を推進 ・児童思春期の心のケアの専門家の養成研修を行い、精神保健福祉センター、病院、児童相談所、学校等で児童思春期の専門相談等を取り入れ、各機関での活動の充実を図るとともに、思春期問題について、関係機関との連携に取り組んでいる都道府県等を選定し、ケースマネジメントに関するモデル事業を実施 	補助金等 補助金等 補助金等 補助金等	191 32 *593 *32	文部科学省 文部科学省 厚生労働省 厚生労働省
工 小児医療の充実 小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣の市町村及び関係機関との連携の下、積極的に取り組むことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・二次医療圏単位で休日及び夜間における小児科医を確保する小児救急医療支援事業の実施 ・地区医師会が、地方公共団体の委託等により実施する、小児の初期救急医療確保のためのモデル的事業の実施 ・小児科若手医師の育成に関する調査研究の実施 ・原則として二次医療圏を単位とした小児救急医療体制の全国的な整備に取り組むとともに、最新の医学的根拠に基づく小児救急の外来診療マニュアルを作成するほか、ITを活用して小児科以外の医師が小児科専門医のコンサルテーションを受けながら診断に当たることができる小児救急医療ネットワークを構築するなど、小児科医の確保が困難な地域等における小児救急医療体制を整備 	補助金等 補助金等 補助金等 その他	545 31 80 厚生労働省	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備				
ア 次代の親の育成 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領において、男女が互いに協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義を学習する機会を一層充実するように改訂 ・女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会に資する実践的な事業を実施 	その他 補助金等		文部科学省 文部科学省